

# 瀬戸内海国立公園指定 80 周年記念パートナーシップイベントシンボルマーク 使用取扱要領

平成 26 年 1 月 24 日  
環境省中国四国地方環境事務所

この要領は、瀬戸内海国立公園指定 80 周年記念パートナーシップイベントシンボルマーク（以下、「シンボルマーク」）を使用する場合の取扱に関し、必要な事項について定めるものである。

## 1. 著作権

シンボルマークの著作権は、環境省中国四国地方環境事務所に帰属する。

## 2. 使用権限等

- (1) シンボルマークは、瀬戸内海国立公園指定 80 周年記念パートナーシップイベントとして認定された行事等（以下、「パートナーシップイベント」）の主催者が、認定されたパートナーシップイベントにおいてのみ、使用することができる。

ただし、報道機関等が報道の目的で使用する場合の他、環境省中国四国地方環境事務所が認めた場合は、この限りではない。

- (2) パートナーシップイベントの主催者は、シンボルマークの使用に関する権利を第三者に譲渡、担保提供もしくは転貸し、または代理使用を許諾することはできない。

## 3. 使用承認等

パートナーシップイベントの応募申請をもってシンボルマークの使用申請とみなす。

## 4. 使用上の遵守事項

パートナーシップイベントの主催者は、シンボルマークの使用するときは、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) パートナーシップイベントの広報以外の目的で使用しないこと。
- (2) デザインの改変を行わないこと。

5. 使用期間

パートナーシップイベントとして認定された日～平成 26 年 12 月 31 日

6. その他

環境省中国四国地方環境事務所は、シンボルマークの使用に起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。